

山梨県公立高等学校学び直し支援金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日 文部科学大臣決定）及び高等学校等就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて（令和2年4月1日 元文科初第1797号）に基づき、公立高等学校に在学する生徒の学び直し支援に要する経費（高等学校の授業料）に対し、予算の範囲内において山梨県公立高等学校学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 高等学校

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する高等学校のうち、県内の地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）が設置するもの

(2) 高等学校等

法第2条に規定する高等学校等

(3) 高等学校等就学支援金

法第3条第1項に規定する就学支援金

(4) 保護者等

法第3条第2項第3号に規定する保護者等

(支給の対象)

第3条 高等学校に在学する生徒の学び直しを支援するために、次の各号のすべてに該当する者に対して、在学する高等学校の授業料に充てることを条件に高等学校学び直し支援金を支給する。

(1) 日本国内に住所を有する者

(2) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は終了していない者

(3) 法第3条第2項第2号に該当する者

(4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金（この条において「就学支援金」という。）に係る新制度の対象であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）

- (5) 高等学校等を退学したことがある者
 - (6) 学び直し支援金の支給を通算して12月（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「令」という。）第2条第1項第1号に規定する高等学校等定時制課程等にあつては24月）以上受けていない者
 - (7) 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（この号において「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74を超えていない者
 - (8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）
- 2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であつて、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

（受給資格の認定）

第4条 学び直し支援金の支給を受けようとするときは、受給資格認定申請書（第1号様式）に、保護者等全員の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。）第2条第8項に規定する個人番号をいう。）等を確認できる書類（個人番号カード（裏面）の写し、個人番号通知カードの写し等の個人番号確認書類及び個人番号カード（表面）の写し、運転免許証の写し等の身元確認書類を「個人番号カード（写）等貼付台紙兼同意書（第2号様式）」に貼り付けること（以下「個人番号カードの写し等」という。）。）又は支給年度の前年度の保護者等全員の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額等を証明する書類（道府県民税及び市町村民税の所得割額等を証明する書類。ただし、課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されない場合にはこれを証明する書類を添付する。（以下「課税証明書等」という。）。）を添付して、学校長を通じて山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に対し、学び直し支援金受給資格の認定を申請し、その認定を受けてなければならない。

（収入状況の届出）

第5条 学び直し支援金の受給資格を有する生徒は、保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出書（第3号様式）（以下「届出書」という。）に課税証明書等を添付し、毎年7月10日までに学校長を通じて教育長に提出しなければならない。ただし、前条の規定により個人番号カードの写し等が提出されており、個人番号の利用によって所得確認が行われている生徒の場合には、届出書の提出を必要としない。

2 前項の規定にかかわらず、学び直し支援金の受給資格を有する生徒は、保護者等について変更があったときは、届出書等を速やかに学校長を通じて教育長に提出しな

なければならない。ただし、既に当該保護者等の課税証明書等を提出している場合にあつては、これを添付することを要しない。

(学び直し支援金の額)

第6条 学び直し支援金の額は、第4条の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）がその初日において当該認定に係る高等学校（以下「支給対象高等学校」という。）に在学する月について、月を単位として支給されるもものとし、その額は、受給権者について法第3条第2項第2号の規定の適用がないとしたならば、法第5条第1項、令第3条第1項、省令第5条第1項及び第2項並びに第7条第2項の規定により算定される額に相当する額とする。

(学び直し支援金の支給)

第7条 学び直し支援金の支給は、受給権者が第4条の認定を受けた月から始め、当該学び直し支援金を支給すべき事由が消滅した月で終わる。

2 学び直し支援金の支給を受けようとする者が第3項に規定するやむを得ない理由により第4条の認定の申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

3 前項に規定するやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生徒が交通事故又は傷病により長期にわたり欠席したとき。
- (2) 災害により被害を受け、申請することが困難なとき。
- (3) その他、教育長がやむを得ないと認めたとき。

(学び直し支援金の支給等)

第8条 教育長は、受給権者の了承のもと、受給権者に支給すべき学び直し支援金を当該受給権者の授業料に充てることとし、そのことをもって当該受給権者に対し、学び直し支援金の支給があつたものとする。

(学び直し支援金の支給の停止等)

第9条 学び直し支援金は、受給権者が支給対象高等学校を休学した場合において、受給権者が、教育長に支給停止申出書（第4号様式）により申出たときは、その申出をした日の属する月の翌月から、当該場合に該当しなくなつた旨を支給再開申出書（第5号様式）により申出た日の属する月までの間、支給を停止する。

(支払いの一時差止め)

第10条 受給権者が正当な理由がなく第5条の規定による届出をしないときは、就学支援金の支払いを一時差し止めることができる。

(前籍校のある者の記録等)

第11条 学校長は、高等学校等を退学したことがある入学者又は編入学者について管理簿（第6号様式）を作成する。

2 学校長は第4条の認定の申請があつた場合には、前項に規定する管理簿を添付し教育長に進達する。

(受給者数の報告)

第 12 条 学校長は、受給資格者報告書（第 7 号様式（標準様式とする。））を具備し、教育長の求めに応じ提出する。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、学び直し支援金の支給に関し必要な事項は、高等学校等就学支援金の取扱いに準じて行うものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 25 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 20 日から施行し、平成 30 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 20 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日までに学び直し支援金の受給資格の認定を受けている者については、第 3 条第 1 項第 6 号及び第 7 号並びに第 6 条の規定は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

